

監理団体の業務の運営に係る規程

アライアンス事業協同組合



第1 目的

本規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うにあたり必要な事項について、規程として定めるものとする。

第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱職種等の範囲等）の技能実習に関するものに関し、いかなる求人の申し込みにについても受理する。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は、団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合、その申し込みを受理しない。
- 2 求人の申し込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は、団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同様。）又は、その代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込みください。なお、直接来所できない場合、郵便、電話、ファックス、電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際は、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は、電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は、電子メールの使用による明示ができない場合、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際は、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種等の範囲等）の技能実習に関するものに関し、いかなる求職の申し込みにについても受理する。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、その申し込みを受理しない。
- 2 求職の申し込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は、団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同様。）又は、その代理人（外国の送出国から求職の申し込みの取り次ぎを受ける場合は、外国の送出国）から、所定の求職票によりお申し込みください。なお、直接来所できない場合、郵便、電話、ファックス、電子メールでも差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を

踏まえ、そのご希望と能力の応ずる職業に速やかに就くことができるようお世話いたします。

- 2 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等をお世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介の際は、団体監理型技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は、希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は、電子メールの使用による明示ができない場合、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合は、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 一旦求人、求職の申し込みを受理した以上、責任を持って技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は、作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職は決定しましたら、求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者等が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行う他、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあると認めた場合、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は、監理事業の紹介をしません。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導にあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認する他、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに、技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

- 7 団体監理型技能実習生との間で、認定計画と反する内容の取り決めはしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合は、技能実習を行うことを希望する者が引き続き技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記の他、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、アライアンス事業協同組合の帆足 京です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受け入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で、徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申し込みを受理した以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国管理局に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事務所において業務に従事し始めた以降、一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった場合に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって、技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は、団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。又、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合も同様にその報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は、団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は、団体監理型実習実施者等に対し、その申し込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、異業種です。
 - (1) 耕 種 農 業
 - (2) 建 設 関 係：建築板金、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、左官、配管、内装仕上げ施工、防水施工、コンクリート圧送施工、建設機械施工
 - (3) 機 械 ・ 金 属 関 係：鋳造、機械加工、金属プレス加工、めっき、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て
 - (4) そ の 他：プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、ビルクリーニング、介護
- 6 本事業所の業務の運営に関する規程は、以上の通りですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。